

火入許可申請と許可基準

火入れを行う場合は、川南町火入れに関する条例（以下「条例」という。）及び川南町火入れに関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づき、許可申請の手続きが必要になります。

◆火入許可申請について

1 申請

（条例第2条、施行規則第2条）

許可基準(2ページ参照)を確認の上、火入予定期間の初日の**7日前**までに産業推進課へ提出してください。

必要書類	様式	記入要領等
火入許可申請書、見取図 (様式第1号)	定型書式あり (川南町HP、担当課窓口)	火入地及びその周囲の現況並びに防火設備の位置を明記
承諾書	定型書式なし	申請者以外の者が所有又は管理する土地であるとき
請負（委託）契約書の写し	定型書式なし	請負（委託）契約に基づき、火入れをしようとする場合



2 許可証の交付

（条例第3条、施行規則第3条）

許可基準に基づき内容を審査の上、基準を満たしている場合には火入許可証が交付されます。



3 火入れの通知

（条例第7条）

火入れの許可を受けた者は、**火入れを行う前日まで**に、火入れの場所及び日時を産業推進課（0983-27-8011）へ連絡してください。

併せて、東児湯消防組合川南分遣所（0983-27-0578）へ連絡を行ってください。



4 火入責任者の義務、火入れの中止

（条例第8条、条例第12条）

火入れに際し火入許可証を携帯し、直接火入れの指揮監督をしてください。

火入れの許可期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災に関する警報が発令された場合には、火入れを中止してください。

◆火入れの許可基準について

火入れの許可を受けるためには、次の許可基準を満たす必要があります。

項目	基準																						
火入れの目的 (森林法第21条第2項)	造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良																						
火入れの許可対象期間 (条例第5条)	1件につき、7日以内																						
火入れの対象面積 (条例第6条)	1件につき、2haを超えない。 ただし、1ha以下に区画して火入れを行い、完全に消火してから次の一区画に火入れを行う場合は、対象面積を超えて許可できる。																						
防火帯の設置 (条例第9条)	防火帯の幅員は5m以上（中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにする。）は設けること。 河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は省略できる。																						
火入れの従事者数 (条例第10条)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面積（ha）</th><th>従事者数（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.2以下</td><td>3以上</td></tr> <tr><td>0.4以下</td><td>6以上</td></tr> <tr><td>0.6以下</td><td>9以上</td></tr> <tr><td>0.8以下</td><td>12以上</td></tr> <tr><td>1.0以下</td><td>15以上</td></tr> <tr><td>1.2以下</td><td>18以上</td></tr> <tr><td>1.4以下</td><td>21以上</td></tr> <tr><td>1.6以下</td><td>24以上</td></tr> <tr><td>1.8以下</td><td>27以上</td></tr> <tr><td>2.0以下</td><td>30以上</td></tr> </tbody> </table>	面積（ha）	従事者数（人）	0.2以下	3以上	0.4以下	6以上	0.6以下	9以上	0.8以下	12以上	1.0以下	15以上	1.2以下	18以上	1.4以下	21以上	1.6以下	24以上	1.8以下	27以上	2.0以下	30以上
面積（ha）	従事者数（人）																						
0.2以下	3以上																						
0.4以下	6以上																						
0.6以下	9以上																						
0.8以下	12以上																						
1.0以下	15以上																						
1.2以下	18以上																						
1.4以下	21以上																						
1.6以下	24以上																						
1.8以下	27以上																						
2.0以下	30以上																						
火入れ方法、中止 (条例第11条、条例第12条)	風速、湿度等から見て延焼の恐れがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行う。 ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。 許可期間中に強風注意報、乾燥注意報火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、又は強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。																						